

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	AI 産業の振興
他言語論題 Title in other language	Promoting the AI Industry
著者 / 所属 Author(s)	落合孝文 (OCHIAI Takafumi) / 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長、弁護士 (第二東京弁護士会所属)
書名 Title of Book	AI と社会のこれからを考える
シリーズ Series	調査資料 2024-4 (Research Materials 2024-4)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2025-3-18
ページ Pages	63-88
ISBN	978-4-87582-937-9
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	科学技術に関する調査プロジェクト「AI と社会のこれからを考える」のパネリスト報告

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。



AI産業の振興

プロトタイプ
政策研究所
Policy Research Institute

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所
所長・シニアパートナー弁護士 落合孝文

2024.11.15

Policy Research Institute

スライド 1



自己紹介

プロトタイプ
政策研究所
Policy Research Institute

落合 孝文
・渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所
所長・シニアパートナー弁護士（第二東京弁護士会所属）
Email: takafumi.ochiai@aplaw.jp
・スマートガバナンス株式会社代表取締役共同創業者

慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業。2005年慶應義塾大学大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格。2006年弁護士登録（第二東京弁護士会）。森・濱田松本法律事務所東京事務所及び北京事務所での業務を経て、2015年から渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に移籍し現職に至る。医療、金融、不動産、交通、通信等の業界を中心に新規事業開発や政策・規制対応、AI・データ等の利用支援情報利活用に関するサポートを行っており、2022年にはAIその他の領域でのアジャイルガバナンスの実装支援等を行うスマートガバナンス株式会社を創設した他、以下のような官民の各組織での検討等にも参加している。

- 内閣府規制改革推進会議スタートアップ・DX・GX WG座長、内閣府国家戦略特区WG座長代理、内閣府新技術等効果評価委員会委員、デジタル庁デジタル関係制度改革検討会委員、総務省AIネットワーク社会推進会議AIガバナンス検討会委員、経済産業省Society 5.0における新たなガバナンスモデル検討会委員、デジタル庁、経済産業省、国土交通省AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ委員、一般社団法人Fintech協会代表理事副会長、一般社団法人日本金融サービス仲介業協会代表理事副会長、一般社団法人日本医療ベンチャー協会理事、一般社団法人JCoMaaS理事、一般社団法人データ社会推進会議監事

研究所HP 研究所X(旧Twitter)

Policy Research Institute

スライド 2

AI開発プロセス：著作権法（一定の整理済み）

1. AI開発・学習段階

- ・ 著作物に表現された思想又は感情の「享受を目的としない利用」は、原則として著作権者の許諾なく行うことが可能。ただし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く」（著作権法30条の4）
- ・ 学習データである著作物の類似物を生成させること目的とした場合は、「享受目的」ありとされる可能性
- ・ AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的措置が講じられている場合、これを複製する行為は「著作権者の利益を不当に害する」可能性あり

2. 生成・利用段階

- ・ 「類似性」及び「依拠性」から判断（両方ともあれば、著作権侵害の可能性あり）
- ・ 「依拠性」をどのような場合に認めるかについては、様々な見解がある

- 権利者としては「AI利用者が既存の著作物にアクセス可能であったこと」や「生成物に既存の著作物との高度な類似性があること」等を立証すれば、依拠性ありと推認させることができる
- 生成AIの開発・学習段階で当該既存の著作物が学習されていた場合は、AI利用者が既存の著作物を認識していない場合でも、通常、依拠性があったと推認される

3. AI生成物は「著作物」にあたるか

- ・ 人の「創作意図」があるか、及び人が「創作的寄与」と認められる行為を行ったかによって判断
- ・ 「創作的寄与」となり得るものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断

5

スライド 5

AI開発プロセス：個人情報保護法の課題

1. 課題

- ・ 要配慮個人情報の取得に先立ち本人同意の取得が必要（個人情報保護法20条2項）
- ・ しかしながら、クローリング等の手法を用いて、情報を収集する場合には、要配慮個人情報に該当する情報だけを取得せずに、広く情報を取得することは容易ではない

2. 考え方

- ・ 個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」第2・3（1）「本人同意を要しないデータ活用等の在り方」
- ・ 「生成 AI などの、社会の基盤となり得る技術やサービスのよう、社会にとって有益であり、公益性が高いと考えられる技術やサービスについて、既存の例外規定では対応が困難と考えられるものがある。これらの技術やサービスについては、社会的なニーズの高まりや、公益性の程度を踏まえて、例外規定を設けるための検討が必要」

← 同意不要とすることの検討は重要

（＊著作権法と並行して機能する例外規定整備されると魅力的なプロセスになる可能性）

（別添2）

OpenAI に対する注意喚起の概要

令和5年6月2日
個人情報保護委員会

当委員会は、令和5年6月1日付けで、OpenAI, L.L.C. 及び OpenAI QpCo, LLC に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第147条の規定に基づき、下記概要のとおり、注意喚起を行った。
なお、本注意喚起は、当委員会が現時点で明確に認識した懸念事項を踏まえたものであり、今後新たな懸念事項を認識した場合には、必要に応じて、追加的な対応を行う可能性がある。

記

1 要配慮個人情報の取得

あらかじめ本人の同意を得ないで、ChatGPTの利用者（以下「利用者」という。）及び利用者以外の者を本人とする要配慮個人情報を取得しないこと（法第20条第2項各号に該当する場合を除く）。
特に、以下の事項を遵守すること。

- 機械学習のために情報を収集することに関して、以下の4点を実施すること。
 - 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと。
 - 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれる要配慮個人情報をできる限り減少させるための取組を講ずること。
 - 上記①及び②の取組を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加える前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための取組を講ずること。
 - 本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこと。
- 利用者が機械学習に利用されないことを選択してプロンプトに入力した要配慮個人情報について、正当な理由がない限り、取り扱わないこと。

2 利用目的の通知等

利用者及び利用者以外の者を本人とする個人情報の利用目的について、日本語を用いて、利用者及び利用者以外の個人の双方に対して通知又は公表すること。

以上

6

出典：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_AI_utilize.pdf

スライド 6

デジタル行財政改革の今後の 取組方針について

2024年11月12日
第八回デジタル行財政改革会議
デジタル行財政改革担当大臣 平将明

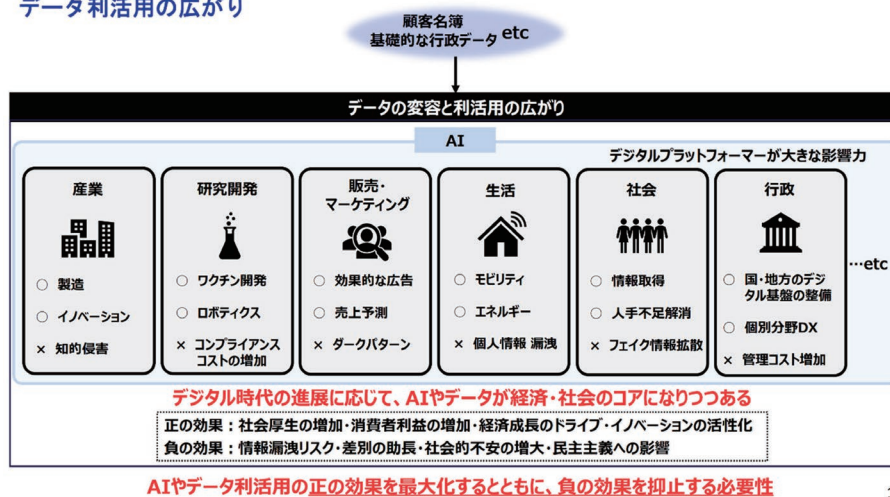
デジタル行財政改革会議

7

出典：内閣官房デジタル行財政改革会議（2024年11月12日） 資料3

スライド7

データ利活用の広がり



16

8

出典：内閣官房デジタル行財政改革会議（2024年11月12日） 資料3

スライド8

AI開発プロセス：データ政策

データ利活用：EUと日本のデジタル関係の法制度の整備

	データ関係		競争政策関係	AI関係	サイバーセキュリティ関係
	データ保護の法的強化 各分野における データ利活用に影響	データ利活用の法的強化 ①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用） 等でのルール整備が進展 ※GDPRと整合的な形でEHDS法等は整備			
EU	GDPR (2016)	データス ペース構想 (2020) 国や組織を超えて データを連携でき る空間に関するル ールや仕組みを整 備する構想。ヘル スケア、教育、 製造等の9分野 を指定 データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府の データ共有促進 データ法 (2023) 民間の非個人データ (IoT等) の共有促進 EHDS法 (医療・2024) ヘルスデータ基盤の構築 ヘルスデータ(匿名化・匿名化済)の 第三者提供が可能 医療機関からのデータ開出義務 PSD3 (金融決済・検討中) 金融データアクセスの枠組 と連携したPSD2の改正 ※PSD2は2015年に成立	デジタル 市場法 (2022) 競争可能で公 正な市場の確保	デジタル サービス法 (2022) 消費者と企業へ 安全なオンライン 環境を創出 EU AI法 (2024) 人間中心の AI開発政策 の具体化	サイバー セキュリティ法 (2024) デジタル基盤を含む 製造や他の重要な サイバーセキュリティ 事件の整備
日本	個人情報 保護法	日本では、一部の対応※にとどまる。 ※次世代医療基盤法・銀行法等	PF透明 化法 電気通信 事業法等 で一部 対応 スマート 競争促進法	検討中	サイバーセキュリティ 基本法をはじめ、も ろくガイドライン等で 対応 IoTセキュリティ 適合性評価制度 (JCS-STAR) ※2022.3制度 開始予定

出典：内閣官房デジタル行政改革会議（2024年11月12日） 資料3

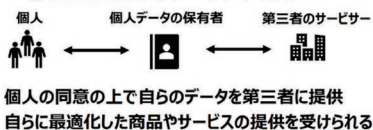
スライド 9

AI開発プロセス：データ政策

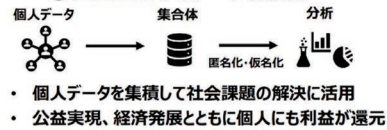
データ利活用：重要分野のデータ利活用の課題の例

【データ利活用に関する主なアプローチ】

①個人起点でのデータアクセス



②社会起点でのデータ利活用



【データ利活用が重要と考えられる分野の例】

	医療	教育	金融
データ利活用の進展状況	医療DXの推進に関する工程表に基づいた取組を推進（全国医療情報プラットフォームの創設等）	GIGAスクール構想の下、1人1台端末の実現、個別／協働学習を可能にするデジタル教材の普及	銀行法APIによりフィンテック事業者による新たなサービスの提供
データ利活用の論点	利用可能な医療データの充実、電子カルテ等の共通化	初等中等教育段階のアーキテクチャやID管理の実現方策の検討、次世代校務DX環境の整備（学習系・校務系データ等の連携）	クレカ、電子マネー等の各種決済データへのAPI連携の検証・検討（セキュリティ上のリスクがあるスクレイピングからの脱却）
データ利活用のメリット	個人はどの医療機関でも自らの診療情報を参照できる 創薬の研究開発に活用できる（EUではコロナワクチンの経験も議論に反映）	個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実につながる 校務負担の軽減・学校の働き方改革につながる	各種決済サービスの利用にあたり手数料の低減を期待できる 個人や中小企業が効率的に家計・会計の管理ができる

出典：内閣官房デジタル行政改革会議（2024年11月12日） 資料3

スライド 10

AI開発プロセス：データ政策

データ利活用：我が国のデータ利活用制度の課題と今後の取組

	課題／これまでの成果	今後の取組
制度の検討 データ利活用 我が国の	データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、EU等において、個人情報保護法制と統合的な形で医療、金融、産業等の分野でデータ利活用に係る制度の整備が急速に進展している一方、日本では、包括的な検討はなされていない。	デジタル行財政改革の下で、2024年内に検討会を立ち上げ、検討を行い、2025年夏を目途に、我が国のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定する。

11

出典：内閣官房デジタル行財政改革会議（2024年11月12日） 資料3

スライド 11

AI開発プロセス：データ政策

資料 1

今後の検討課題（案）

令和6年11月12日
規制改革推進会議

12

出典：内閣府規制改革推進会議（2024年11月12日） 資料1

スライド 12

AI開発プロセス：データ政策

検討事項（例） Ⅲ. 投資大国

（イノベーション・スタートアップの促進、付加価値の創出）

- 医療等データの利活用法制等の整備（創業の加速化等）*
- ドローンによる更なる活用・普及に向けた環境整備（レベル3.5飛行のAIによる自動検知も含めた複数機運航のルールの明確化）*
- スタートアップM&Aの促進（のれんの会計処理の在り方等）
- ベンチャーデット（新株予約権付融資）の利用拡大

（DX）

- デジタル化に対応した会社法制の見直し（バーチャルオーナー株主総会の実現等）
- 賃金のデジタル払いの拡大

（GX）

- 省エネ住宅・建築物の普及促進（高断熱材料の導入基準緩和）*
- 水素の供給・利活用（水素ステーションや容器に関するルール緩和等）

*の項目は、可能な限り早期に実現を目指すもの。

▼リアルワールドデータ(RWD)(※)を用いた欧米での医薬品承認申請等の例。

がん・難病・希少疾患への創薬が主な用途。

(※) 日常生活で得られる人の健康に関するデータを用いる。

(例) 診療録(カルテ)中の各種検査値など

薬剤名/対象疾患	活用方法
バルボシクリン/男性乳がん	臨床試験の代わりにデータを利用し、有効性・安全性を評価
アベルマブ/メルク細胞がん	比較対象の非投与群としてデータを利用し、有効性を評価
リ/ロキサセン/静脈血栓塞栓症を伴う肥満症	有効性・安全性を別の薬剤群と比較
バルボシクリン/乳がん	有効性・安全性を別の薬剤群と比較
A/B型肝炎ワクチン/A/B型肝炎(予防)	対象群の接種スケジュール遵守状況の推定

(備考) 左図は、内閣府「規制改革推進会議 第9回医療・介護・感染症対策ワーキンググループ」(2022年9月22日)における日本製薬工業協会提出資料より一部引用の上事務局で加工。右図は、日本郵便株式会社より提供。



4

出典：内閣府規制改革推進会議（2024年11月12日） 資料1

スライド 13

医療データの利活用に関する規制改革推進会議の方針

医療データの利活用に関する議論の全体像―目指すべき未来

医療データ(※)を本人の診療やケアのため医療機関、介護施設等間で効率的に共有可能とする(一次利用)とともに、当該医療データ(一次利用で収集)を創薬や医学研究など公益性の高い用途に円滑に利用可能とすることで、国民の健康増進や医療制度の持続性確保を実現。

→「国民の健康への投資」として以下を一体的に進める必要。

- ①必ずしも本人の同意に依存しない医療データの利活用のための制度整備・運用改善(→医療機関に停留する医療データを医療機関外に送出)。
- ②研究者や製薬会社等が医療データに円滑にアクセス可能とする情報連携基盤を整備(現状：個別に病院等と交渉しデータ入手)。

※ 電子カルテ、電子処方箋、介護記録に含まれるデータ等の出生から死亡までのデータであって、診療や介護等に一般的に有用なデータを中心として想定。



出典：内閣府規制改革推進会議 医療・介護・感染症WG（2023年5月15日） 資料1

スライド 14

AIサービス提供（一般規制等）

◆ AIという技術に着目した規制の考え方

- 個別業法などを中心に、AI利用の有無にかかわらず、利用者・社会に影響があり、利用者保護その他の法益保護が必要な場合には、物・サービスの提供や、その結果に関する規制が存在する。その中で、どのような場面に、あえて技術に着目して規制する必要があるか
- 特に、現在の最先端のAIモデルの能力と同等又はそれをを超える能力を有する汎用AIモデル（フロンティアAIモデル、「FRAI」）の着眼点はどうか

フロンティアAIの開発に関する法制度の論点整理

- 有識者チーム「フロンティアAI法制度研究会」にて、技術、政策、法律などの知見を汎用的なAIモデルの規制を検討する上での論点を整理（2024.11.15リリース）
- 本論点整理を皮切りに、政府や企業等を交えた議論を深化させていく方針

《論点整理のポイント》

- 汎用AIモデルのリスクと、それに対する既存法の対応状況を網羅的に整理
- 規制の要件として「リスクベース」「技術中立」の視点を示し、海外の規制動向も踏まえつつ規制の要否や必要な場合のシナリオを詳細に検討
- AI規制における開発者と政府の間の「官民協力モデル」のあり方を提言
- ほか、AI開発の推進策や認証・監査などの枠組みの課題、国際的な相互運用性のあり方等の関連論点も検討



15

スライド 15

AIサービス提供：フロンティアAI(FRAI)への一般規制等

1. FRAIには、どのようなリスクがあるか

- FRAIに関するリスクとして、誤情報・偽情報、有害コンテンツ、有害なバイアスや均質化、プライバシー侵害、知的財産権侵害、CBRNや兵器情報の流布、情報セキュリティ、人間とAIの間の相互作用による問題、バリューチェーンの複雑性の9類型があるのではないかと

2. FRAIには、どのようなリスクがあるか

- 論点1で検討したリスクタイプのうち、既存法で規制されていない行為を踏まえる必要がある
- FRAIのリスクは概ね既存法で規律対象となっている一方、ハルシネーション等による誤情報の出力一般、ディープフェイク等の偽情報の生成、差別的な出力一般、均質化による多様性の喪失、人間とAIの間の相互作用から生じる問題、バリューチェーンの複雑性に起因する不透明性等については、既存の法令で必ずしも規制の対象となっていないと考えられる

3. 論点2で抽出したリスクのうち、規制による介入を必要とするハイリスク事例はあるか

- 法規制による介入が正当化されるのは、それ以外の手段ではリスクを抑えることができず、かつ規制によるコストと利益が均衡する場合に限られるという「リスクベース・アプローチ」により検討するべきではないか
- 規制はその目的を達成するために、特定の種類の技術の使用を強制したり、優遇したりすべきではないという「技術中立性」の視点に照らし、FRAIという特定の技術のみをターゲットとすることの正当化ができるかどうかを検討すべきではないか

16

スライド 16

— AIサービス提供：フロンティアAI(FRAI)への一般規制等 —

4. リスクベースかつ技術中立の視点を踏まえ、FRAIに対する規制を正当化できる根拠としてどのようなものが考えられるか
 - FRAIに対する規制を正当化できる可能性があるシナリオとしては、以下の3つがあるのではないかと考えられる
- ① 【学習段階】FRAIは学習データの量が膨大であり、その質も多様であるため、AIの学習段階で個別法令へのコンプライアンスの有無が不明確となりやすく、仮に開発者の法令違反があった場合、その件数が膨大になり得る。そのため、不適切なデータを学習しないようにする措置等について透明化を求めることが考えられる
- ② 【開発・運用段階】FRAIは用途が無制限にあり、想定されるユーザーも、FRAIをベースとしたサービスの提供者や一般的な消費者など多様であることから、ユーザー側に全ての責任を課すアプローチでは十分にリスクに対処できない可能性がある。そのため、FRAIの開発者にも一定のリスク対応を求めることが考えられる
- ③ 【脆弱性発見・事故発生段階】FRAIは挙動の説明不可能性、予測不可能性、制御困難性が他のAIに比べて顕著であり、事故原因の究明や改善の必要性が高い。そのため、FRAIの開発者に対し、脆弱性発見時や事故発生時の原因究明や改善を求める制度を設けることが考えられる

17

スライド 17

— AIサービス提供：フロンティアAI(FRAI)への一般規制等 —

5. 論点4で検討した潜在的な立法理由のそれぞれについて、規制対象となるFRAIをどのように画定すべきか
 - シナリオごとに、規制対象となるFRAIを画定する基準が異なり得る
 - 具体的にどのような根拠に基づいてFrontier AIを規制する必要があるのか、またその場合、規制対象となるFrontier AIの閾値をどのように設定すべきかについては、立法事実を慎重に評価して決定すべき
- ① 「開発段階におけるコンプライアンスの透明化」を目的とする場合、Frontier AIの学習データの多さとそれに伴う潜在的な法令違反件数の多さが規制の根拠となるため、学習データの量を基準としてFrontier AIの範囲を画定することが考えられる
- ② 「ユーザーによる不適切な使用への対処」を根拠とする規制については、ユーザー数や作成コンテンツ数が多いほどリスクが増えるため、これらの数を基準としてFrontier AIの範囲を画定することが考えられる
- ③ 「重大なリスクやインシデントの報告及び原因究明・改善への協力」を根拠とする場合は、個々のリスクの深刻さが問題となるため、モデルの規模やユーザー数などではなく、CBRN（化学・生物・放射線・核）の漏洩などの深刻なリスクをもたらしたモデル一般について規制の対象とすることが考えられる

18

スライド 18

— AIサービス提供：フロンティアAI(FRAI)への一般規制等 —

6. FRAIに対する規制の策定や運用にあたって、どのようにして建設的かつ実効的な協力モデルを構築できるか

- FRAIのリスクへの対応には、開発者側の専門的な知見が不可欠であるが、開発者側が情報を開示することが制裁や民事責任、情報漏洩等につながるリスクがあるとすれば、建設的かつ実効的な官民連携を確保することはできない。そのため、現行法のモニタリング&レビューの運用における課題等も踏まえ、オープンな場でデータに基づく評価体制を整備すること、ベストプラクティスを積極的に評価すること、機微な情報の開示対象や開示先を限定することなどの政策を検討する必要がある

7. FRAIに関する認証や監査の制度を設ける場合、どのようなメリットと課題があるか

- FRAIは複雑なアルゴリズムで構成されており、外部から信頼性を判断することが難しい。そこで、独立した第三者がAIシステムの信頼性を証明する認証制度について検討することが有益である
- 認証制度は、政府による規制と比べて柔軟性が高く、技術変化にも対応しやすいというメリットがある一方で、基準設定や監査主体の要件が曖昧になって実効性を欠く場合があるなどの課題も存在する
- ニューヨーク市の自動雇用決定ツール規制の事例も踏まえると、認証制度の導入における課題として、①対処すべきリスクや保護すべき権利・利益をカバーできる認証基準や制度設計が不可欠であること、②しかし、AIのリスク管理において認証基準にすぐ援用できる統一的な基準はまだ存在しない
- また、認証制度枠組を検討する際に、まずは被認証主体にどのようなリスクへの対応を求めることが必要か、そしてどのような検証がなされれば有効なリスク対応を行っているかと認められるのかを議論すべき

19

スライド 19

— AIサービス提供：フロンティアAI(FRAI)への一般規制等 —

8. FRAIの開発や実装を推進するために、どのような法的施策があり得るか

- FRAIの開発を促進するための法的施策として、①FRAIの開発に関して問題となる個別法令（著作権、個人情報保護法等）に関する解釈指針や遵守方法の明確化、及び開発者にとって技術的に実施可能なガイダンスの提供、②サプライチェーン上のステークホルダーへの情報提供を目的とする品質・性能、利用条件等のガイダンスの提供、③FRAIの社会的影響調査への協力要請、といった施策が考えられる

9. FRAIのグローバル性を考えると、本規制の国際的な相互運用性の確保及び規律の実効性確保のために、どのような点を考慮すべきか

- FRAIのグローバル性を考慮し、本規制の国際的な相互運用性の確保及び規律の実効性確保のために、①国際ルールとの相互運用性を確保すること、②国内外の事業者への同一規制の適用（イコールフットイング）を確保すること、③WTO協定、TBT協定、CPTPP、日EU経済連携協定等で我が国に課せられた義務との整合性を確保すべき

20

スライド 20

AIガバナンスに関する国際協力体制の概観

The diagram illustrates the international cooperation mechanisms for AI governance, centered around the G7 (Hiroshima AI Process) and the AI Safety Summit. It shows the following components:

- UN (United Nations):** Represented by a yellow box at the top left.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development):** Represented by a brown box at the top left, containing a list of member countries.
- G7 (Hiroshima AI Process):** Represented by a blue box at the top center, containing a list of member countries.
- AI Safety Summit:** Represented by a purple box at the top right, containing a list of participating countries.
- Other Countries:** A list of countries at the bottom, including Bulgaria, Croatia, Cyprus, Malta, Romania, Argentina, Laos, Serbia, and Thailand.

The diagram shows that the G7 and AI Safety Summit are the primary mechanisms for AI governance, with the UN and OECD providing broader international context. The G7 and AI Safety Summit are also shown to be interconnected, with the G7 being a subset of the AI Safety Summit.

出典：羽深室樹氏提供。

- 青字は広島AIプロセス フレゼンズグループを表す
- ●は「AI条約」の母体である欧州評議会の加盟国orオブザーバ国
- G7は、この表に挙げた全てのイニシアチブに参加している
- G7が民主的國家のリーダーであるのに対し、AI Safety Summitには民主的でない国も含まれる

21

スライド 21

AI利用を可能とする規制の見直しとアジャイルガバナンス

- ◆ コロナ禍において、改めてデジタル化推進について必要性が認識され、アジャイルガバナンスにおける検討も踏まえて、規制改革推進会議でのデジタル化に当たっての考え方が整理された
- ◆ アジャイルガバナンスの考え方を、2020年時点で見ていた課題との関係で、個別の規制改革を進めるためにカテゴリーを分類したもの
- ◆ デジタル時代の規制・制度見直しにあたって重視すべき視点（6-7頁）

デジタル時代の規制・制度について

令和2年6月22日
規制改革推進会議

経済社会のグローバル化が急速に進展し、デジタル技術の進歩が経済社会を大きく変容させている。我が国経済の成長力を再燃させるべくデジタル・協定し、我が国の生活法を維持・改善するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがもたらなければならない。

こうしたデジタル化の流れを加速する一方で、デジタル技術の活用を阻害する規制・制度を是正して、デジタル時代に必要なイノベーションを促す成長型適型の規制・制度の改革が求められる。これまでの規制・制度のあり方に対しては大きく変革が必要とされる。

デジタル技術の活用は、少子高齢化や人口減少、人口構造の変化による雇用の減少、社会制度の持続可能性の低下、地方における人口不足や地方の活性化等の課題の解決に、今後ますます重要な役割を果たすことが期待される。その一方で、完全な自由市場、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応が、国としての最重要課題となっている。新型コロナウイルスの感染拡大のためには、人と人との接触を最小限にする必要があり、デジタル技術を用いたオンライン化等の活用が有効である。このような状況から、社会制度の改革を促す、オンライン化等の活用が有効である。このような状況から、社会制度の改革を促す、オンライン化等の活用が有効である。

新型コロナウイルスと我が国が直面している課題とは、デジタル技術の進歩を最大限活用することによって乗り越えられるべきではない。その一方で、完全な自由市場がもたらすリスクとともに対応する必要がある。デジタル技術の進歩は、これまでのデジタル技術の時代になるように、コロナ禍の発生した後のポストコロナの時代になるに違いない。いずれにしても、我が国は世界でもトップクラスのデジタル国家となることを目指すことによって、経済社会の発展を促していかなければならない。

このような問題意識のもとで、デジタル時代の規制・制度のあり方について、基本的な考え方をまとめるとともに、改革の方向性を示す。

1. デジタル時代の技術動向

デジタル技術は既に様々な分野で使われている。産業のあらゆる分野でコンピュータが用いられ、インターネットで世界の中心が繋がっている。スマートフォンを持ち歩きコンピュータとして、人々の生活に欠かせないものとなった。

しかしながら、第4次産業革命で進むデジタル技術の進歩は、これまでの技術進歩のスピードを凌駕するのみならず、幅広い分野に、その質も大きく変わっている。

特に、①カメラを含む顔認識装置、大規模のセンサーによる多種多様なデータ取得の容易化、②10メモリの大容量化、クラウドサービス利用によるビッグデータの

2. デジタル技術の現実の活用を促し、イノベーションを促進する規制・制度

3. デジタル技術の進歩に迅速・柔軟に対応できる規制・制度

4. 人口減少・高齢化社会を踏まえ、人口減少を前提とした規制・制度

5. 新たに生じる諸課題を踏まえた規制・制度

6. 経済社会のグローバル化を踏まえ、国際競争に耐えうる規制・制度

出典：内閣府規制改革推進会議「デジタル時代の規制・制度について」（2020年6月22日）

22

スライド 22

- AI利用を可能とする規制の見直しとアジャイルガバナンス ———

- ◆ 具体的な見直しにあたり、新たな手法としては、性能規定化が重要であることが整理された（意見書 8 頁）。多くは、後続のデジタル臨調にて実現
- ◆ 性能基準自体は、平成10年代から存在するが、現代的な性能規定においては、単に技術的な基準を法令・政省令で規定しただけではなく、人や物の存在、行為などの機能に着目し、デジタル技術等を念頭において、どのような代替手法があるか分析するものとなる

(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し

① 安全規制のリスク把握を精緻化し、リスクに応じた規制・制度へ見直し

(イ)施設等の安全管理については、人が目視、打音によって点検、検査等を行うことを原則としている規制が多い。高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を用いて必要な情報を収集し、AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータの分析、常時監視等によって、リスク評価の精緻化を行うことで、一律の手法による規制を見直すべきである。

例：目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査の新技术による代替

③ 性能基準への移行

安全基準や技術基準を定める規制・制度については、新技術の活用促進の観点から、求められる安全性等を性能基準として示すべきである。その際、法令上の技術要件が、実質的に特定の技術の使用を前提とするものとならないよう、技術基準・技術要件の定め方を技術について中立的（テクノロジー・ニュートラル）なものとすべきである。

例：建築基準法、消防法、電気用品安全法、ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等

出典：内閣府規制改革推進会議「デジタル時代の規制・制度について」（2020年6月22日）

23

スライド 23

AI利用を可能とする規制の見直しとアジャイルガバナンス

- ◆ まず、コロナ禍の時代においては、デジタル技術適用の初期的な障害となる、書面・押印・対面の見直しが進められることとなった
- ◆ 法務省を交えての押印についてのQ & A、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者が電子署名を行うサービス」に関するQ&Aの整備は、上記見直しのための手段として見直しがされた

② 書面規制の再検証と見直し

(イ)物理的な書面の作成・交付が義務付けられている規制・制度は、オンラインでの作成・交付によって行うことができるよう、全面的にその必要性を厳しく再検証し、見直すべきである。

(Ⅱ)書画作品が法令等で義務付けられていないとしても、交付・提出がオンライン化されていない場合や物理的な書画を前提とした効果がある場合には、事実上書画作成義務が課せられるものと要する。特に、地方公共団体の間とする行政関係書画については、デジタルガバナンスの推進と、書類手続の完全オンライン化を進めるべきである。また、オンライン化手段を導入していても事実上利用が滞りないものもある。オンライン化に当たっては、物理的文書を紙面に電子データに置き換えるのではなく、デジタルでの処理・活用が進むよう、デジタルを前提とした文書作成・提供がなされる必要がある。

(ⅱ)また、オンラインでの提出を前提として、書類作成・交付を義務付ける規制・制度について、書類自体の必要性の検証、添付書類や記載事項の徹底した簡素化、事業所単位での書類作成の企業単位への実定など、全面的な見直しを行うべきである。

例：行政機関向けの書面手続全般（署名・押印/添付書類）

例：不動産取引における重要事項説明、定期建物賃貸借契約
合議事項の指定、総額貸渡金種の提示

(v) 押印は、本人確認や文書の真正性確保のための、行動手続において広く求められてきた。オンライン化を前提として、本人確認のための押印については印鑑証明を求める場合など真に必要なる場合、文書の真正性確保のための押印については、契約書等に限定すべきであり、その他場合でも、電子署名等の他の代替手段によることを認めるべきである。代替手段については、改ざん防止などの一定の条件の下幅広くデジタル技術での代替を認めるべきであり、従来型の ICチップやシステム等の利用を前提とせず、クラウド、ブロックチェーン等の利用を許容すべきである。

(ウ) 行政機関向けの手段については、社会全体として、デジタルガバナメントの実現に向け、原則として、個人についてはマイナンバーカード、マイナポータルを活用すべきであり、法人については法人番号を活用すべきである。そのような観点から、マイナンバー制度の利用拡充や法人番号のあり方について検討が必要である。

出典：内閣府規制改革推進会議「デジタル時代の規制・制度について」
(2020年6月22日)

「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の
抜本的見直しに向けた共同宣言
～デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築～

2020年7月8日	
情報通信技術（IT）政策担当大臣	竹本 直一
内閣府特命担当大臣（規制改革）	北村 誠吾
規制改革推進会議議長	小林 喜久
日本経済団体連合会会長	中西 宏明
経商両派会代表幹事	櫻田 謙信
日本商工会議所会頭	三村 明夫
新経済連盟代表理事	三木谷浩史

新型コロナウイルスの感染拡大は一定の歯止めがかかっているが、なお、引き続き、感染拡大の防止及び予防のため、新しい生活様式への移行が求められる状況にある。

このような状況において、新型コロナウイルスへの対応として社会全体で幅広く実践されたワークスペース、クラウドワーク等の環境を後継りさせるとなると、新しい生活様式・ビジネス様式を拡大、定着させ、社会全体のデジタル化を一歩前進に実現する必要がある。このような取組は、これまで認めるデジタル時代において、一層の生産性向上と経済活性化を図るために極めて重要なものである。

内閣府、規制改革推進会議及び取組推進団体は、上記を実現するため、緊密な連携の下、官民一丸となって、下記の取組を推進することを宣言する。

① 行政手続の見直しについて
 (1) 新型コロナウイルスの感染拡大への緊急対応
 国や都府県から具体的な事項として書面による押印印刷、対面主義の廃止にかけた基本的な見直しと実施の方向性があった。これらの行政手続については、各府県が法律の規定等により実施が困難な事項を除き、概ね一定の対応を各府県の国が果たしたところである。これらの行政手続について、引き続き定める箇所の取組を進めるとともに、これら以外の行政手続についても、各府県に対し、同様の緊急対応を行うよう求める。

(2) 制度の対応

書面主義、押印原則、対面主義を求める全ての行政手続の原則デジタル化に向けて、恒久的な制度の対応として、各府県に対し、年内に見直しを検討を行い法令・告示・通達等の改正を行ってもらう。各府県の対応状況は、行政手続等の御質問調査を実施する11回総合監査本部と連携して、今年度末までに明らかにするようにする。また、各府県の状況に応じて、フォローアップを行い、対応が不十分と思われる府県については、要なる対応を行うよう求める。

(3) 会計手続 会計手続について、各府省に対し、押印廃止等の優良事例を示し、書面主義、押印制限、対面主義の技術的な見直しを求める。また、見直し結果について、年内を目途に状況のフォローアップを行い、対応が不十分と思われる府省については、さらなる対応を行うよう求める。

出典：「『書面、押印、対面』を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言—デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築—」内閣府ウェブサイト（2020年7月8日）

24

スライド 24

AI利用を可能とする規制の見直しとアジャイルガバナンス

- ◆ 書面・押印・対面の規制見直しについては、同様の規制を特定して、各省庁、自治体などに同様の手法で包括的に見直しを行うように求めることとなった
- ◆ 一部については、2021年に一括法による改正の対象となった（48法令）
- ◆ このような手法はデジタル臨時行政調査会にも引き継がれることになる

各府省における書面規制・押印・対面規制の見直し結果

「経団協行政運営改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」及び「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」に基づき、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣習により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めるもの、押印を求めるもの、又は対面での手続を求めるものについては、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされています。

各府省における、書面規制・押印・対面規制の見直し結果については、下記ホームページにて順次公表しております。

人事院	府省等の職員(人事院人事機構) ②
内閣府	内閣府における産業・貿易・対国際機関の取組における関係機関
個人情報保護委員会	個人情報保護委員会における産業・貿易・対国際機関の取組に係る関係機関 ②
消費者庁	消費者庁における産業・貿易・対国際機関の取組における関係機関 ②
国土庁	国土庁における産業・貿易・対国際機関の取組における関係機関 ②
農林水産省	農林水産省における産業・貿易・対国際機関の取組における関係機関

出典： <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaiku/kisei/imprint/link/link.html>

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

[illegible]

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resos/d12bde7e-a950-493b-987c-4bbd1b6b/20210901_laws_r3_37_outline.pdf

4bbd1b6b/20210901_laws_r3_37_outline.pdf 25

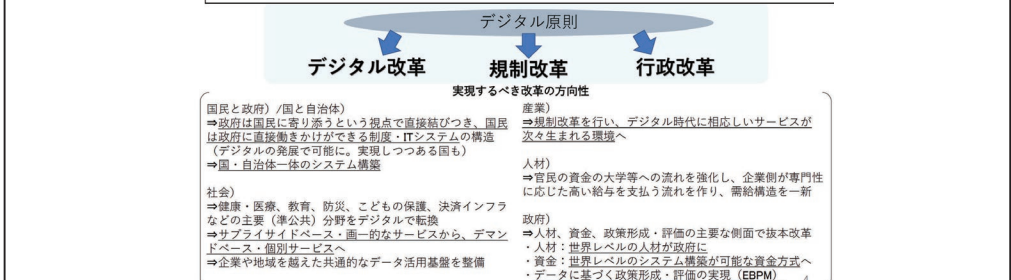
スライド 25

— デジタル臨時行政調査会でのAI利用に向けた一括見直し —

- ◆ デジタル臨時行政調査会においては、規制改革・デジタル改革と並んで行政改革が掲げられていた
- ◆ 同一テーマで画一的に改正をできる一部論点はともかく、様々な規制を包括的に見直す場合に、外部者（デジタル臨時行政調査会、規制改革推進会議等）の圧力により実施できる範囲には限界があり、最終的には行政改革が進められることが必要になる

デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の经济社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



出典：第1回デジタル臨時行政調査会（2021年11月16日） 資料4

・データに基づく政策形成・評価の実現 (EBPM) 4 26

スライド 26

- デジタル臨時行政調査会でのAI利用に向けた一括見直し -

- ◆ デジタル原則の整備が行われ、その中にはアジャイルガバナンスの原則が取り入れられるとともに、「デジタル完結・自動化原則」を中心に見直しが行われた
- ◆ なお、現行のデジタル行財政改革会議では、⑤の共通基盤利用に関するベース・レジストリの整備が進められている

構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性	
①デジタル完結・自動化原則	①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること ①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること ①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
②アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）	②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること ②-2 資格要件としての学歴、経歴や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること ②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること ②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③官民連携原則 （GtoBtoCモデル）	③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC） ③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること ③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること
④相互運用性確保原則	④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること ④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合・簡素化し、ログインを回避すること ④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットリングを確保すること ④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤共通基盤利用原則	⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること ⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること ⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること ⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること

[4]

27

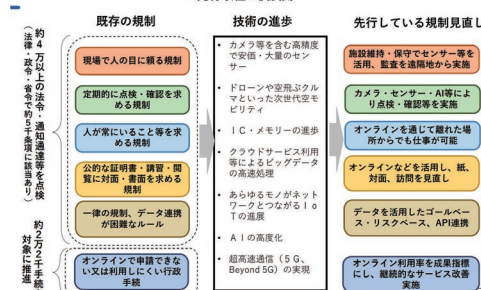
出典：第2回デジタル臨時行政調査会（2021年12月22日） 資料 1

スライド 27

- デジタル臨時行政調査会でのAI利用に向けた一括見直し -

- ◆ 実験的、先行的取り組みを進める中で、重点7項目のアナログ規制に関する見直しの方向性が順次整備されていった
- ◆ その結果として、フロップシーの廃止も含めて7項目+αで約10000条項の見直しが行われることになった

構造改革のためのデジタル原則を踏まえ制度・規制を見直す考え方 ～先行取組の横展開～



出典：第2回デジタル臨時行政調査会（2021年12月22日） 資料 1

7項目のアナログ規制に関する点検・見直しの具体例	
1. 目視、実地確認	2. 定期検査・点検
例：道路へのアスファルトの陥没の点検は、点検員が現場で目視確認を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。	例：定期検査・点検は、点検員が現場で目視確認を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。
3. 施設・構造物	4. 証明書・簿籍・簡章
例：道路の陥没の点検は、点検員が現場で目視確認を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。	例：定期検査・点検は、点検員が現場で目視確認を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。点検員が現場で目視確認を行うことで、陥没の箇所を特定し、修繕作業を行う。

出典：第5回デジタル臨時行政調査会（2022年10月27日） 資料 2

28

スライド 28

デジタル臨時行政調査会でのAI利用に向けた一括見直し

アナログ規制の見直しの例（目的・技術別）

目的と使用する技術		見直しの概要と規制対象例	
施設・設備等の破損・不備等の確認	ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査	資格者等が現場で実施している検査について、ドローン、3D点群データ等を活用し、従前よりも効率的に不備・劣化に伴う損傷等をリモートで確認・検査を可能にすることで、法定検査等の効率化・省人化を目指す。	● 水道施設の目視点検 ● 火薬製造施設の完成・保安検査
	センサー、AI解析等を活用した設備、車両、環境等の定期点検・測定	資格者等が実施している設備、車両、環境等の定期点検・測定に係る一部の点検・測定項目について、センサーや通信機器等を用いた常時監視・測定により異常を検知可能にすることで、法定点検等の効率化を目指す。	● 消火器具、自動火災報知設備等の定期検査 ● 自動車の定期点検 ● 下水道の水質の定期検査
人・モノの動きを監視	監視カメラ、ドローン、画像解析技術、自動通報機能等を活用した人・モノの監視	見検人等により実施している法定監視行為を監視カメラ、ドローン、画像解析技術、自動通報機能等を活用し、従前よりも網羅的かつ効率的に実施することを可能とすることで、法定監視行為の省人化・効率化を目指す。	● 火災の発火の際の見張り ● 船舶が行う見張り ● 原子力関連施設における見張り
業務・会計、衛生・安全管理等の状況の確認	オンライン会議システム等を活用した業務・会計等の遠隔検査、常駐・専任業務	国等が実施している業務・会計に係る検査・調査や、専門職等が常駐し、施設等の衛生・安全管理を行う業務について、オンライン会議システム等を活用し、リモートで情報取得・判断可能にすることで、法定実地検査や常駐・専任業務の効率化を目指す。	● 業務・会計の状況、科目の要件適合性、診療報酬の請求状況等の実地検査・調査 ● 法適合性確認のための立入検査 ● 高度管理医療機器等営業所管理者の常駐
情報の提供	コピー防止、電子透かし技術等を活用したオンラインでの書類閲覧・閲覧	公的機関等への訪問が必要とされている書類の閲覧・閲覧について、コピー防止、電子透かし技術等を活用し、オンラインで書類の閲覧・閲覧を可能にすることで、閲覧・閲覧業務の効率化を目指す。	● 純資産額規制比率 書類の閲覧 ● 業者名簿等の閲覧
技能の習得	講習システム等を活用したオンライン講習	対面にて実施されている講習について、システム等を活用し、講習申込、講習受講、受講修了証発行のプロセスを、指定場所に訪問することなく、完結することを促進する。	● 高圧ガスを扱う施設の災害防止講習
申請・交付等	クラウド等を活用した申請・交付等の手続、文書の保存	フロッピーディスク等の記録媒体を用いる行政手続等について、クラウドを利用した申請やクラウド上でのデータの作成・管理などを可能とすることで、行政・事業者双方の事務の効率化を促進する。	● 土壌の汚染状況についての報告書等の提出 ● 教育委員会における学級簿の作成・保存

出典：第6回デジタル臨時行政調査会（2022年12月21日） 資料 1

スライド 29

デジタル臨時行政調査会での性能規定の補足

- ◆ 性能規定化されただけでは対応が難しいという声も上がることが多い
- ◆ 具体的な対応ができるよう、テクノロジーごとの規制類型との関係性を分析し、実例を公開していくことにより、ガイダンスを示していくこと、また同様の技術が多数の共通領域で利用できるようにしていこうとしている
- ◆ 今後、このような取り組みが、規制の見直しに繋がることも重要

テクノロジーベースの規制改革の全体像

1 工程表から見えてきた課題

規制の見直し工程表の作成過程において、規制所管府省庁から以下の課題が挙げられた。

- 規制の代替可能性のあるデジタル技術の把握が必要。
- デジタル技術の適用に際し安全性・実効性の観点で検証が必要。

各規制に応じた活用可能な技術情報の整理・提供が必要。

2 テクノロジーマップ・技術カタログの整備

規制所管府省庁による自律的な規制見直しを後押しするために、公募、技術検証等を通じ、テクノロジーマップ・技術カタログの整備を進めているところ。

○テクノロジーマップの公表

テクノロジーマップの加筆・公表（2023年10月）。順次、技術検証の結果等を踏まえ更新。

○技術カタログの公表・公表

以下の業務をデジタル化するための製品・サービスについて公募を実施し、技術カタログとして公表（～2024年3月）。随時、情報を更新。「調査・検討」、「注釈・留意事項」、「広域な利用状況・普及率等の把握」、「事業場の管理・業務状況等の確認（実地調査）」、「自費等による施工・経年劣化・安全確保対策状況等確認」、「導入意欲・状況調査を通知する見張り」、「測定・分析」。

○ORFIの実施

技術保存企業等にアナログ規制の見直しに活用可能なデジタル技術の情報提供依頼を実施し、技術カタログの対象技術領域検討（2022年12月）

○技術検証事業の実施

規制所管府省庁が独自に実施する技術検証に加え、産学連携的に実施可能なものについては、デジタル庁の事業として、規制所管府省庁の監督の下、規制の見直しに向けた安全性・実効性を確認するための技術検証を実施。（2023年6月～事業者公募、2023年9月～実証開始、～2024年3月等報告書提出）

○ポータルサイト試行版の公表

テクノロジーマップや技術カタログ等の情報を掲載するポータルサイトの試行版をリリース（2024年3月）。順次、機能改善等を図る。

3 技術実装と規制改革

規制所管府省庁及び地方自治体は、テクノロジーマップ・技術カタログを参照することで、規制の見直しを自律的に推進する。

- 2023年6月成立、いわゆる「デジタル規制改革推進の一掃法」において、テクノロジーマップの公表と情報活用する努力義務を規定。
- 規制技術の適切な利用に向け、テクノロジーベースの規制改革推進委員会にて情報の掲載・利用に係る責任分担等を整理。
- 2023年8月より、関係府省間の意見交換や情報共有を目的としてRegTechコンソーシアムを開始。規制所管府省庁等ステークホルダーが連携し、自律的な規制の見直しを促進。
- 「規制の見直し」と「技術の進展」の正のスパイラルを生み出し、新たな成長産業創出に繋げる。
- アナログ規制の見直しのための取組をテーマとしたRegTech Day（2023年10月）やRegTechカフェ（2023年12月、2024年1月）を開催。

【ニーズ別】

● センサー等での常時状態監視技術（定期検査規制）

● 遠隔での情報収集技術（目視規制）等

技術探索

規制の見直しに資する技術を公募等を通じて広く探索

技術検証

技術検証を実施

テクノロジーマップ・技術カタログの更新

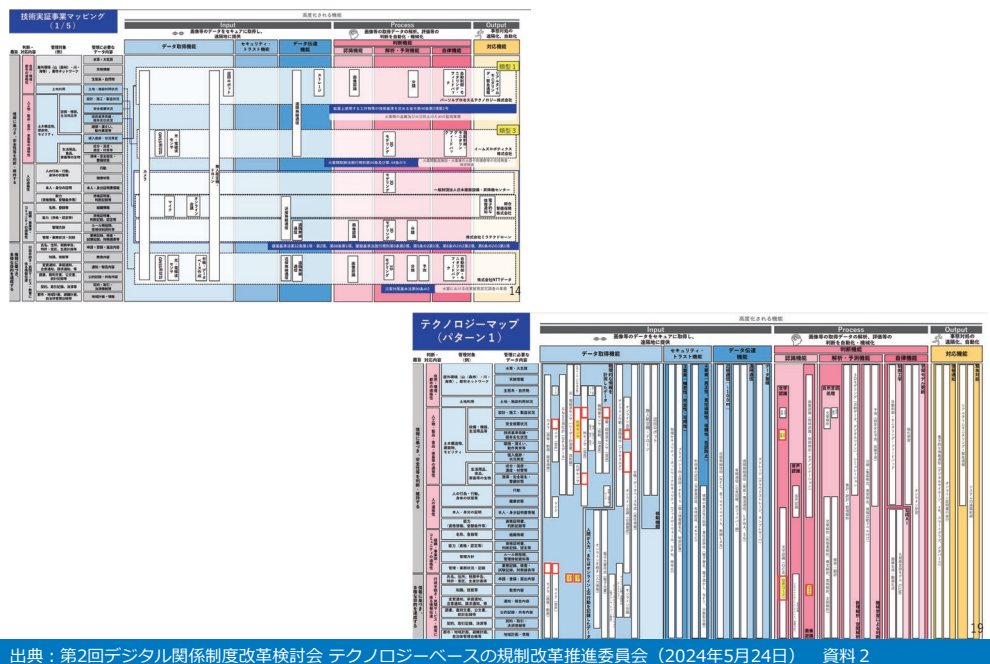
規制の見直し

新たな成長産業の創出

出典：第2回デジタル関係制度改革検討会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会（2024年5月24日） 資料 2

スライド 30

デジタル臨時行政調査会での性能規定の補足



スライド 31

規制の見直しに関する着眼点

参考資料 1

供給制約社会での規制改革メモ

令和6年11月12日

内閣府規制改革推進会議 委員 部会孝文¹

第1 課題認識

人口減少社会の進展に加え、労働力不足が顕在化しているが、これらは今後より深刻化することが人口推計等からも明確に予想されている。また、国家的なサプライチェーンの機能不全に陥るような国際情勢の発生や、グリーンエネルギーへの急速な移行を促せる中で、当面、上記の労働力不足という最も根本的な課題に加えて、エネルギー・物の供給不足という課題にも起因する財・サービスの供給制約課題（以下、「供給制約課題」という。）は、厳しくなることはあれど、少なくとも短期的に自然体で推移する見込みはない。こうした情勢下では、**規制改革及びその他の政策対応においても、徹底的に規制見直しに取り組み、関係の技術に立ち戻った政策の提示が期待される。**これは日本全体だけでなく、人口減少社会に直面する地域社会を維持・保存するためにも、最重要の取り組みとなる。

また、供給制約課題に直面する中で国民生活に必要なインフラ、サービスを維持していくには、一人あたりの生産性を向上させるほかないが、それにはイノベーション（知能）の社会的実質を推進し、賢能やテクノロジーの効率的、効果的な活用を通じて供給力の増進・向上を図ることが不可欠である。これと同時に、テクノロジーの道徳的・倫理的な向上に向けたデジタル・イノベーションに向けた見守り政策や産業政策より一層徹底的に推進するための環境整備を確保し、R&Dの結果を効率的に利用できる仕組みの整備も欠かせない。特に適切な規制の設定や見直しを通じて資源の有効利用を図ることや、インフラ・サービス提供を持続可能なものとするべく情報通信技術が効果的に利用されるべきである。規制の設定・維持に当たっては、このようにイノベーションを最大限利用して、持続可能な形で産業活動の推進を行う視点を明確に持つことも必要となる。

供給制約社会では規制に依存する人材も減少するが、これは規制を考える「課題」となる人のリソースにも強い制約が加わることを意味する。これにより、今後さらに規制が複雑化し続けなければ、より一層十分な対応ができなくなり、その結果として、必要な物品の生産・サービスの供給が困難となるといった事態も想定される。そうだとすれば、**規制を見直す際には、単に施策を細分化するのではなく、シンプルかつ実態に合った制度となるように見直しを行うこと、**そして、このような見直しが効率的・効果的に進められるように、

¹ スタートアップDXGXWG 座長、産業振興法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長、シアードパートナー弁護士。なお、本書の作成に当たっては、規制改革推進会議スタートアップDXGXWGの委員間での意見交換における、アレックス設定や令現制改革案件処理の考え方を整理するべきという意見に留意を受け検討を始めたものであり、同政策研究所所長兼主任研究員、同政策研究所外部有識者稲谷龍彦教授（京都大学法学研究科）、廣瀬明倫（Overstep株式会社）その他の同政策研究所関係メンバーの協力を得た上で関係各位に感謝を申し上げます。

32

出典：内閣府規制改革推進会議（2024年11月12日） 発表者提出参考資料 1

スライド 32

規制の見直しの着眼点



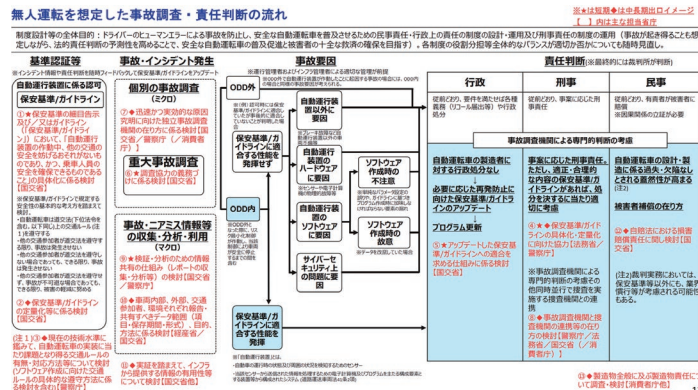
- ◆ データや情報技術を活用した新事業、新サービスを阻む規制を見直すという表面上の課題のみにならず議論することが重要
- ◆ 対象となる規制が保護する法益の内容と、デジタル化が進展しつつ供給制約課題がある現代社会に継続して妥当性を有するか
 - ◆ 株式会社設立の際の定款認証については、太平洋戦争前の定款の原本を紛失する場合に何が定款かわからなくなる、という課題の解決手段について、現代でも公証人の認証によるべきと主張されたが、現代で妥当するか
- ◆ 対象となる規制が、依然として意義を有する場合でも、デジタル技術の活用、持続可能性のあるサービス供給者確保の観点から合理的代替手法が存在するか
 - ◆ 印鑑は電子署名等による電子的認証手法により代替されるのではないか
- ◆ 対象となる規制・インフラが、サービスの縦割りを求めるものとなっていないか。デジタルインフラ、共通サービスを利用しつつ、協調領域を形成しながら、競争環境の整備を進めることが重要である
 - ◆ 小規模クリニックが電子カルテを逐一整備することが合理的か、小規模でシステム投資が困難な場合には、デジタル庁が進める標準電子カルテを利用することが合理的ではないか

33

スライド 33

自動化を想定した責任法制に関する議論 自動運転の事例

- ◆ 自動運転LV4に向けては、車両の認証基準を整備するだけでなく、認証基準のアップデートの仕組みの整備（アジャイル化）や、責任制裁制度との連携性が整備されている
- ◆ また、道路交通法は機械可読な内容として整備していく方向も示されており、データ化されての議論が正面から法制度に取り入れられてくる分野が広がってくると考えられる



34

スライド 34

AI利用プロセス：規制ないし政策での試行錯誤の要請

- ◆ 偽情報対策において、情報伝送PF（SNS、ポータル等）において、リスクを踏まえての逐次のリスク評価、対応の見直しを要請している
- ◆ 制度そのものの見直しではないが、具体的な対策のレベルでサービスの多様性、リスク変化が早い場合に、自主的取組を求める場合がある
- ◆ 偽・誤情報について、権利侵害・違法性がないが、どのように規制をするべき根拠を整理できるか

第5章：情報流通の健全性確保に向けた基本的な考え方（基本理念）

各ステークホルダーに期待される役割・責務（抜粋）

政府

- 内外のマルチステークホルダー間の相互連携・協力に基づくガバナンスの基本的な枠組みの設計・調整
- 長官府による取組について、透明性・アカウンタビリティ確保の促進、コンテンツモデレーションシステムによる取組に対する取組手段の確保、教育・普及啓発、認知向上等のファクトチェックの推進、研究や技術の開発・実証、人材育成の推進等を通じた支援 等

地方自治体

- 情報発信主体の一つとして、地域内外への効果的な発信の実施と発信の信頼性向上に向けた体制の確立 等

【情報発信側】

伝統メディア（放送、新聞等）

- デジタル空間で流通する情報の収集・分析を含む取材に裏付けられ、偽・誤情報等の検証報道・記事や偽・誤情報等の拡散を未然に防ぐコンテンツを含む座標であるコンテンツの発信 等

ファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体

- 持続可能なファクトチェックの実現に向けたビジネスモデルの確立
- 効果的なファクトチェックの実現 等

【情報伝送側】

情報伝送PF事業者

- 自社サービスや、そのサービスに組み込まれたアルゴリズムを含むアーキテクチャやデザイン・インターフェースの下で情報流通の健全性に与える影響・リスクの適切な把握及び必要に応じたリスク軽減措置の実施
- 違法・有害情報等の流通防止のために講じる措置を含め、情報流通の適正化についての一定の責任
- 本環境は情報伝送PF事業者は、サービスの提供により情報流通についての公益的役割
- 多くの人の間で広く情報の適切な共有が求められる場面における、国民にとって必要な情報伝送PF事業者の役割の明確化
- コンテンツモデレーション制度、日本の法令等に精通する等の人材を確保・育成するとともに、全体の基盤やその運用状況等のモニタリング、個別の発信者への理由説明や救済手段の確保等のミクロ的側面での透明性・アカウンタビリティ確保 等

広告仲介PFその他広告関連事業者

- デジタル広告そのものや広告配信先メディアの質の確保に向けた取組の実施及びその透明性・アカウンタビリティの確保 等

【情報受信側】

利用者・消費者を含む市民社会

- デジタル空間における情報流通に関するリスク・問題や構造の理解及びデジタルリテラシーの確保

利用者団体・消費者団体

- 情報伝送PFサービスの利用者や消費者を含む市民社会のメタレベルに向けた支援

教育・普及啓発・研究機関

- 市民社会のメタレベルに向けた効果的な教育・普及活動
- 情報流通の健全性に対するリスクの度合い・適切な軽減措置の在り方等に關する、ファクトデータに基づく専門的・評価・分析

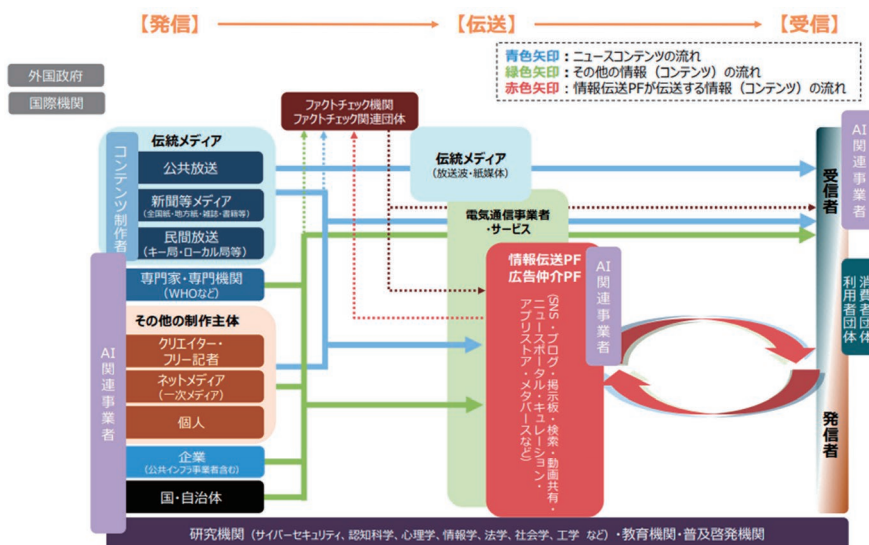
35

出典：第25回デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（2024年7月16日） 資料25-3-3

スライド 35

（参考）総務省の2024年6月末時点でのデジタル空間における情報流通の整理

出典：第24回デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（2024年6月27日） 配付資料24-1-4

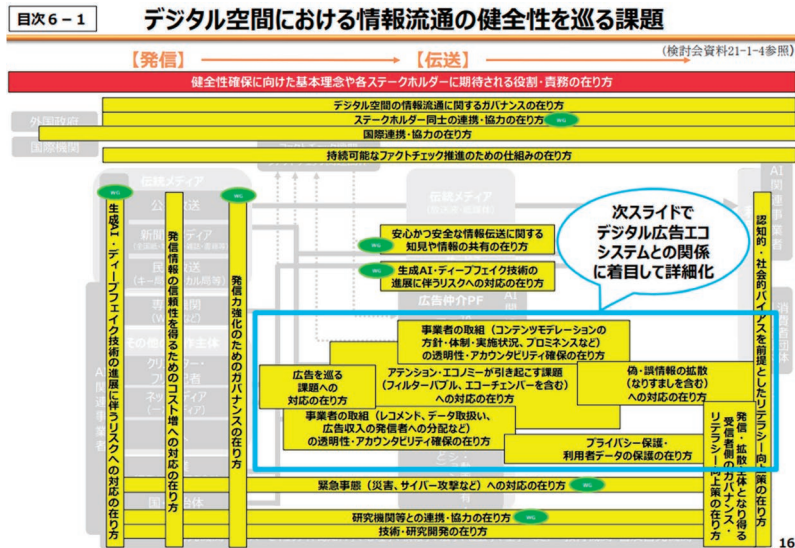


6

スライド 36

(参考) 総務省の2024年6月末時点でのデジタル空間における情報流通の整理

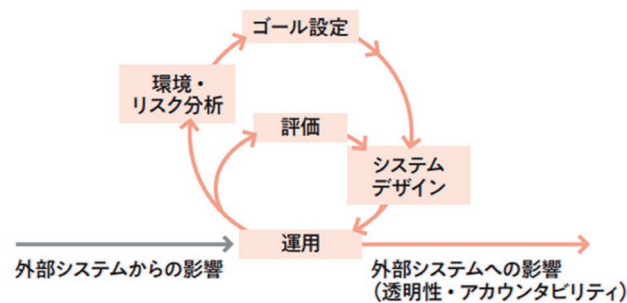
出典：第24回デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（2024年6月27日） 配付資料24-1-4



スライド 37

AI利用プロセス：規制ないし政策での試行錯誤の要請

- ◆ アジャイルガバナンスは、ゴール設定が制度そのものの見直しとして見る場合や、制度や組織内での取り組みにおいて、一度設定したプロセスの運用だけでなく、見直しを行うこともありうる
- ◆ 行政組織、民間組織の改善のための取り組みについては、今後さらに深める必要がある
- ◆ 主体的な取り組みのインセンティブ設計に関しての責任制裁制度の整備も今後は考えられるところ



出典：経済産業省Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会報告書（Ver.3）（2022年8月8日）

スライド 38

規制の見直しの視点のまとめ

- ◆ デジタル化、供給制約課題等の進展を踏まえると、今後も性能規定化や、官民の主体の連携、主体的な取り組みが求められることになる
- ◆ 取り組み推進のための組織体制の整備や、インセンティブ設計にも繋がる行政制度だけでなく、民事・刑事の制度の見直しも考えられる
- ◆ データを利用した規制の見直しや、規制の運用を進めていくことも必要になってくるが、漫然としてデータ、EBPMというだけで適切な整理は進められない。リスクの評価、データの収集・評価等の手法を整備して、適切な議論が進められる必要がある
- ◆ 実際には、データに関する議論も水掛け論となることがある。また技術・社会環境の変化が早まる中では、制度見直しの際や段階的見直しに当たって、実験的な取り組みの重要性も高まっている
- ◆ 技術・サービスを開発・提供する主体が、未だ発見されていないが社会的にも有用な手法を実装するために、このような主体のインセンティブを意識した、サンドボックスの取り組みも重要ではないか

39

スライド 39

報告（4）AI 産業の振興

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

プロトタイプ政策研究所所長・弁護士（第二東京弁護士会所属）

落合 孝文

私からは、法制側の観点からお話しさせていただきます。

私は総務省 AI ネットワーク社会推進会議に、影響評価分科会委員、AI ガバナンス検討会委員などの立場で 2016 年頃から参加させていただいています。また、産業育成という観点では、内閣府規制改革推進会議スタートアップ・DX・GX ワーキンググループの座長などを務めています（スライド 2）。

まず、吉永先生や小塚先生からもお話しいただきましたが、制度を考えていくに当たって考える必要があるリスクの所在やガバナンスの仕組みについて全体的に見た後、制度の話に入りたいと思います（スライド 3）。リスクの点では荒瀬先生からお話があった技術的なリスクと、吉永先生が言及されていた社会的リスクがあります。リスクの本質として、一般的リスクと若干違うところがあり、どこにリスクがあるか捉えにくく、またその内容も経時的な変化が生じやすい点があります。一方で、日本ではガバナンスの目的や原則、倫理は大枠で合意ができており、これは欧州等の G7 の国々とある程度近い内容になっています。

日本の中での事業者の取組としては、アジャイル・ガバナンス⁽¹⁾を用いることが意識されており、AI システムを環境変化に応じて変えていく外ループと、PDCA サイクルのような一旦作ったルールを運用していくという内ループの、二重のループを動かすことが基本的な考え方になっています。これを更に具体的な制度に落とし込んでいくと、個別業界の規制や、生命・身体・財産等の保護や責任・制裁などと関係してきます。そうすると、国によってやり方もかなり違ってきます。吉永先生からは、どちらかというスライド 3 右上の「AI ガバナンスの目的」「AI 原則・AI 倫理」に近い部分のお話をいただきましたが、私は右下の「AI システムのガバナンス」「AI 社会のガバナンス」寄りのことをお話しします。

AI 政策の中では、開発をするプロセスでどうすれば AI 開発がしやすくなるかということが必要な視点になります（スライド 4）。ここには個人情報に限らないデータの問題があると思っています。また、著作権の話もよく出てきます。一方、サービスを提供していくところにも、開発に関係する部分があります。一般的な規制として AI に着目した共通規則を作っていくのか、規制そのものではありませんが AI Safety⁽²⁾のような部分の考え方をどうするか、ソフトロー

(1) 「政府、企業、個人・コミュニティといった様々なステークホルダーが、自らの置かれた社会的状況を継続的に分析し、目指すゴールを設定した上で、それを実現するためのシステムや法規制、市場、インフラといった様々なガバナンスシステムをデザインし、その結果を対話に基づき継続的に評価し改善していくモデル」（「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2—アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて—」2021.7, p.v. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005-1.pdf>>）

(2) 人間中心の考え方を基に、AI 活用に伴う社会的リスクを低減させるための安全性・公平性、個人情報の不適正な利用等を防止するためのプライバシー保護、AI システムの脆弱性等や外部からの攻撃等のリスクに対応するためのセキュリティ確保、システムの検証可能性を確保し、適切な情報提供を行うための透明性が保たれた状態。「AI セーフティに関する評価観点ガイド（第 1.00 版）概要」AI セーフティ・インスティテュート, 2024.9.18. <https://aisi.go.jp/assets/pdf/ai_safety_eval_summary_v1.00_ja.pdf>

のガイドラインをどうしていくかといった問題があります。

一方で、個別の法としては、自動運転車やプログラム医療機器、クレジットカードなど、もともとの規制だけではなく AI を使ったときにどうなるかを個別に検討しています。最終的には、法的責任に関する整理が必要になります。その例として、自動運転レベル 4（特定条件下における完全自動運転）については、小塚先生などとデジタル庁などの検討会で議論させていただきました。人の行為を介在しない場合（完全自動化）、これまでの責任関係の法制を変える必要があるのかという話が出やすくなると思っております。

AI 利用のプロセスにあたっては、偽情報・誤情報の問題もありますし、購買・調達、人材・教育も重要です。また、環境負荷の課題もあります。全体を通してプラットフォームや基盤モデル、さらにその上のレイヤー（場合によっては半導体、データセンターというレイヤー）も出てきます。それらの競争関係も議論されていくかと思いますが、特に競争関係についてはまだ研究途中だと思しますので、それ以外のところを主にお話しさせていただきます。

まず、著作権についてです（スライド 5）。著作権の話は日本に限らず各国で出ることが多いと思います。日本の場合、基本的には広く機械学習などに利用できるよう著作権法⁽³⁾第 30 条の 4 の例外規定が整備されているため、機械学習などを比較的实施しやすくなっています。ただし、生成 AI が登場してからの直近の議論では、明らかに有償で提供しようとしているデータベースなどは少し整理して、データベースを提供しているメディアや事業者を多少保護していく方向で調整するようになっていますが、広く利用できるという基本的な方針は維持しています。

次に、個人情報保護法⁽⁴⁾についても、最初にデータを取るときに同意を得る必要があると言われると難しくなります。スライド 6 の右に示していますが、個人情報保護委員会からオープン AI（OpenAI）社に対しては、あらかじめ同意を得ずに要配慮個人情報を取得しないこと、万が一取得した場合は削除等の措置を取ること、という内容の注意喚起がされています。そして、基本的には、要配慮個人情報の取得の場合には、あらかじめ本人の同意を得ることになっています。しかし、クロージングなどの場合を想定すると、取得した情報の中でどれが病歴や刑罰歴に関する情報を機械的に判定するのは結構難しいと思いますし、それをしようとする恐らく学習しにくくなる部分があるので、一定の範囲で同意不要にしていくことには重要な意義があると思います。現在行われている個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直し⁽⁵⁾の中で、本人同意を要しないデータ利活用の在り方という項目があります。AI の学習にはある種の公益性があるのではないかという議論が、個人情報保護委員会に提起されています。ここで同意が不要になり、ある種著作権とパラレルに処理できるようになると、開発環境はより良くなります。

また、データについては、個人情報保護法だけではなく、そもそも利用できるようなデータを確保しておくことが重要になります。現在、デジタル行財政改革会議でも論点となって

(3) 「著作権法」(昭和 45 年法律第 48 号)

(4) 「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)

(5) 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 44 号) 附則第 10 条で、「政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

きており、データ政策について今後議論していくことになっています。特にデータの利活用の広がりがあり（スライド 8）、先ほど吉永先生が各国の AI 規則を比較してお話しされていましたが、欧州ではプラットフォーム規制やサイバーセキュリティ規制などかなり多くの規制が策定されています（スライド 9）。また、データを活用しつなげるための法制も、欧州ではかなり一般的に策定されています。

日本では個別分野、特に準公共分野である医療、教育や金融などを中心に、データを利用できるように環境整備していくにはどのようにするかが、重要になってきています（スライド 10）。また、データそのものをサービスとして提供していくこともあると思いますが、AI の振興という意味では、データを使える環境ができること自体に意義があると思います。デジタル行財政改革会議では、2025 年夏をめどにデータ利活用制度の在り方についての考え方を整理していくという方針が示されていますし（スライド 11）、内閣府規制改革推進会議でも、主に医療分野ですが、過去の閣議決定も含めて少し議論されている部分があります（スライド 13）。デジタル行財政改革会議において、イノベーションや投資分野で一番に挙げられている検討事項は、「医療等データの利活用法制等の整備」です。創薬の加速化等、産業育成がかなり意図されています。

また、スライド 14 は 2023 年 5 月に開催された内閣府規制改革推進会議医療・介護・感染症対策ワーキング・グループの資料ですが、このように議論の方向性が示され、これを厚生労働省や個人情報保護委員会で 1 年間検討し、最後にフォローアップすることになりました。基本的には医療・介護等のサービス提供のための一次利用や、二次利用として創薬や医療機器開発などに使えるようにすること、また行政目的にも利用できるようにすることについて検討が行われました。ここで閣議決定された内容が、全般的に整備されたとすれば、二次利用と言われる部分を中心に、AI 開発にとってもプラスになるような枠組みになり得ると思っております。

続いて、AI サービスの提供に関する一般的な規制の考え方についてです（スライド 15）。本日（2024 年 11 月 15 日）、「フロンティア AI 法制度研究会」という有志の集まりがあり、どのようにリスクを整理するべきかを議論しました。私は総務省の会議に入っていますが、経済産業省の会議に入っているメンバーなどとも議論したものの中から、幾つか紹介させていただきます（スライド 16）。

まず、どのようなリスクがあるのかを見た上で、どのようなときに規制による介入が必要になるかを分析しています。考え方の一つとしては、リスクを抑えることは規制以外ではできず、規制によるコストと利益が均衡するようリスクベースであることを考慮するべきではないかということです。

また、技術中立性とも言いますが、特定の技術の使用を強制したり優遇したりするべきではないという考え方があります。これは日本では一般的なようにも思えますが、あまり明示されることがないため、改めてこのような観点で評価する方針を示していくことが重要だと思っています。

規制をするべき場合は、学習段階や開発、脆弱（ぜいじゃく）性発見など幾つかのシナリオでリスクが高まってきたときに考えられるため、その際のシナリオを考えています（スライド 17）。

ただし、シナリオごとにどのようなリスクが顕在化していくのかは異なり得ると思っております（ス

ライド18)。例えば、一口にフロンティア AI といっても、その範囲や対象をどこに置くかは実際の事例を見ながら特定していくことが重要です。さらに、産業促進につながる可能性があるものとしては、フロンティア AI の認証や監査の枠組みを設ける場合、ある種の信頼性の証明や利便性向上に有益になり得ることがあります（スライド19）。一方で、ニューヨーク市での自動雇用決定ツール規制の事例を見ていくと、まだまだこのような枠組み整備に難しいところもあるので、認証・監査制度はよく考えながら作っていく必要があります。諸外国も含めて、簡単にこれが正解だと言えるような事例は出てきていないと思います。

国際的な相互運用性の確保といった点は、非常に重要だと考えています（スライド20）。ただし、吉永先生もお話しされていましたが、国際協力体制自体、複雑な枠組みになっているように思います（スライド21）。G7は比較的分かりやすい体制ですが、G7だけだと世界中で一部の国しか参加しない枠組みになってしまいます。そのため、どのようにOECDなどに国際協力体制を広げていくかが引き続き課題になると思います。

一般的なAI規制に関して、産業育成の観点がもう一つのポイントになるように思います（スライド22）。もともとある規制の中で書面や押印、対面といったことが条件とされているものがありました。もともとデジタルツールやAIの利用などが考えられる前にできた規制であり、AI等の規制を意図したものではありませんが、文言解釈が厳密に行われた結果、日本ではこのような対面等の規制がある場合にAIが事実上使えない場合がたくさんありました。そのため、このようなものを横断的に一括して修正していくことが重要になり、2020年頃から見直しの方法を検討しております。スライド22は同年に公表した内閣府規制改革推進会議の意見書です。どのような形でデジタル技術やイノベーションを促進できるかという観点から、特定の技術を前提としない、技術について中立的なものとなるような規制の見直しの仕方を長期にわたって研究をしています。

その一つの方法は、性能規定化と言われています（スライド23）。簡潔に言うと、あまり細かいことを法律に書き過ぎないということです。目標を立てることは必要ですが、あまり細かい要求をしてしまうと達成できる技術が限定されてしまうことがあります。そのようなことをなるべく避けていくのが、基本的なアプローチです。その最初の例は、コロナ禍で行った書面や押印、対面の見直しです（スライド24）。記録ができていればよいという考え方をすれば、紙でなく電子的な記録でよいことになります。押印の目的はその人の意思表示の証拠を記録することであり、正しく記録するための仕組みがあればクラウド型電子署名でもよいだろうということで見直しを行いました。この取組がその後、デジタル臨時行政調査会に引き継がれ（スライド25）、AI利用に向けて一括見直しを行うに至っている状況です（スライド26）。デジタル庁ができたタイミングでデジタル原則も作り（スライド27）、既に1万条項ほどの見直しが行われています（スライド28）。前述のとおり、対面を求める規制があるものや、検査など現場で人の目に頼る規制があるものなどのうち、リモートでできることについても、同様に見直しを行うことを検討し、整備を進めています。例えば、自動執行はまだ少ないように思いますが、ドローンやセンサーを使ってデータを取得することや、人が判断する部分の場合によってはAIにサポートしてもらうことなどが考えられます（スライド29）。これらは産業育成の観点から組み合わせられており（スライド30）、同じような技術で解決できることを、具体的な規制の項目ごとに様々な業態で全て見ていこうとしています。これはテクノロジーベースの規制改革と言われており、どの技術が合致するかを作業ごとにマッピングしている図もあります（ス

ライド 31)。

例えば、技術を一つ作ったときに 30 個ほどの関係する規制がある場合、30 か所の役所に使用申請をするのはあまりにも大変です。1 か所で認められれば 30 か所でも認められたことになる」とすると、生産性は良くなります。それを目的として、テクノロジーマップなどを整備しています。

また、規制の見直しに関する着眼点について、スライド 32 は 2024 年 11 月 12 日に行われた内閣府規制改革推進会議の本会議で提出した資料です。AI の利用と人口減少社会（特にモノやサービスが供給されていない地域）についての問題を併せて解決していくことは、日本社会の維持、特に地方部の維持にとって大変重要であるということをまとめています（スライド 33）。

最後に責任法制について少しお話しします（スライド 34）。

自動運転に関しては、自動運転レベル 4 以上になると運転者はいなくなります。その場合に開発者が全ての事故を回避できるように設計できるかということ、そうではありません。その一方で、自動運転車をしっかりと社会実装していくことにより全体としては事故が減っていくと言われています。人が回避できるものは車や AI も回避しないとイケないのかということは非常に難しい問題です。ただし、法的責任について後付けで言われても、開発者は怖くてなかなか開発できなくなります。

その意味では、事前に認可をする、製品の設計基準と法的責任のフレームワークを組み合わせるなどして、設計段階で対処すべき事項を明確にすることで、後から法的責任を追及されないような仕組みを整備することが必要です。法執行の安定性まで考えた場合には、実際に、事故調査の専門機関などを通じて行うことが重要ですし、設計基準などルール of the 正当性を確保するためにも、事故情報やヒヤリハット情報を連携したりする仕組みの整備も自動運転で議論されています。

さらに偽情報・誤情報といった話もありますが、その辺りは後半のディスカッションで時間がありましたら御紹介したいと思います。

（おちあい たかふみ）